

主な指摘事項【小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間について、サービス提供の日から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。	1件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室あてに変更届を提出すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。	1件
介護給付費の算定 及び取扱い	認知症加算Ⅲ	・当該加算は日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はⅢに該当する者)に対して専門的な認知症ケアを行った場合に算定できるが、対象とならない利用者に対しての算定が見受けられた。 加算算定後からの利用者の状況を自主精査の上、算定要件に該当しない利用者の請求については過誤調整等必要な措置を講じること。	1件

計3件